

造血幹細胞移植による予防接種再接種の費用助成について

造血幹細胞移植の治療により、過去に接種した予防接種法に規定する定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者に対し、感染症の発生及びまん延の防止のため、任意で再度の予防接種を受ける場合に要する費用を助成します。

注意：申請前に再接種した予防接種については対象となりません。

【助成対象者】

- (1) 令和7年6月27日以降、予防接種の再接種日において宇城市に住民票があるもの
- (2) 再接種を受ける日において、20歳未満の者
- (3) 造血幹細胞移植により、過去に接種した予防接種の効果が期待できないため、再接種が必要と医師が判断した者

【助成対象となる予防接種の種類】

定期の予防接種A類疾病のワクチンであること（ただし、ロタウイルス感染症を除く）

移植前に接種した定期の予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める予防接種であること

【助成金】

それぞれの予防接種につき、再接種に要した費用の10割に相当する額

※ただし、本市の定める定期予防接種料金を超える額については自己負担となります。

※意見書の発行に費用が必要な場合は、助成の対象外のため申請者の負担となります。

【再接種前の手続き】

- (1) 本市から助成申請書・請求書をお渡しします。書類①～③をそろえてご提出ください。

①宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成対象認定申請書

②宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成対象認定に係る意見書

③本人の接種履歴が確認できる母子健康手帳や接種証明書等

- (2) 再接種費用助成認定の可否を決定し、「宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成対象認定（不認定）通知書」にて通知します。

- (3) 「宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成対象認定通知書」を確認し、認定された予防接種の再接種を受けます。

※医療機関では全額自己負担していただき、後ほど宇城市が被接種者（保護者）に償還払いを行います。

【再接種後の手続き】

費用助成申請期限

再接種を受けた日の翌日から起算して1か月以内に申請を行ってください。（3月中に再接種を受けた場合にあっては同月31日まで）

- (1) 宇城市から申請書・請求書をお渡ししています。添付書類①～③をご提出ください。

①宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成申請書

②宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成請求書

③母子健康手帳の写し等再接種が確認できるもの

※来所される場合は、振込先の口座がわかるもの及び印鑑をご持参ください。

(2) 助成申請受付後、再接種費用助成の額を決定し、「宇城市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成交付決定通知書」にて通知するとともに、申請書で指定された口座に助成金を振り込みます。（振込は決定通知書の日付から1～2か月後に支払います。）

【 お問い合わせ及び申請窓口 】

宇城市健康づくり推進課（宇城市保健福祉センター内）

電話 0964-32-7100